

平成22年第5回邑南町議会定例会(第3日)会議録

1. 招集月日 平成22年 5月27日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成22年 6月11日 (金) 午前 9時30分
 散会 午前10時47分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	松本 正	9番	亀山和巳
10番	日高 學	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	山中康樹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	三上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	松本 正	9番	亀山和巳
10番	日高 學	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	山中康樹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	三上 徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋良治	副町長	桑野 修	総務課長	日高禎治
定住企画課長	東 義正	財政課長	藤間 修	情報推進課長	安原賢二
町民課長	表 正司	税務課長	三上俊二	福祉課長	三上洋司
農林振興課長	坂本敬三	建設課長	田中節也	水道課長	松川好史
保健課長	大矢輝美	会計管理者	藤田憲司	瑞穂支所長	佐々木孝義
羽須美支所長	福田誠治	教育委員長	河野義則	教育長	土居達也
学校教育課長	細貝芳弘	生涯学習課長	森岡弘典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原 進 事務局主任 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
5番	日野原利郎	6番	清水優文

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第5回邑南町議会定例会議事日程(第3日)

平成22年6月11日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第57号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第58号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第59号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第60号 邑南町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

議案第61号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第62号 邑南町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

議案第63号 工事請負契約の締結について

議案第64号 財産の取得について

議案第65号 平成22年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第66号 平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第67号 平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第68号 平成22年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第69号 平成22年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

平成22年第5回邑南町議会定例会(第3日)会議録

平成22年6月11日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成22年第5回邑南町議会定例会、第3日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、議長においてこれを指名いたします。5番日野原議員、6番清水議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(三上徹) 日程第2議案の質疑。これより議案第57号から議案第69号までの質疑を行います。初めに、議案第57号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第57号の質疑を終わります。続きまして、

議案第58号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第58号の質疑を終わります。続きまして、議案第59号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、議案第59号の質疑を終わります。続きまして、議案第60号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第60号の質疑を終わります。続きまして、議案第61号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

- 議長(三上徹)** はい、14番。

- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 保険税の条例の改正についてお伺いいたしますが、あのう、今回の条例改正の中で7割、5割、2割軽減等の数字が、まあ、変わりました。で、町長の説明では低所得者に対する配慮として、応益割と応能割の割合を50、50でなくて、57と53に変えたということでもございました。で、あのう、まあ、改めてお伺いするんですが、常任委員会資料の21ページに保険税算出資料がございましたけれども、7割、5割、2割軽減の、この軽減額ですが、これは財源的にはどういう財源が充てられるんでしょうか。それから、あのう、収入見込額、あのう、保険税の計算する場合に収入見込額に対して徴収率を割り戻して、これに限度額や軽減額の分を足した金額が算出税額となっておりますけれども、本来なら算出税額をこれで計算して当然軽減するわけですから収入が減るということで、収入見込額になって行くんだということでもございますけれども、私の記憶では軽減額については、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担があると思いますけれども、そういう意味では別に入ってくるわけなんで、これを足して算出税額を計算する必要があるのかどうかということについて、まず2点お伺いします。

- 表町民課長(表正司)** 番外。

- 議長(三上徹)** はい、表町民課長。

- 表町民課長(表正司)** はい、まず財源のことですが、先ほど議員もおっしゃいましたように軽減額に対しましては保険基盤安定といった名目で一般会計の方から繰入として、国保会計の方へ繰入されます。その繰入、一般会計から繰り入れる額につきましては、国と県に合わせて4分の3、町が4分の1を、それに加えて一般会計から国保会計に充当、繰入しております。それと、ええっと軽減額につきましては、あのう、まあ、当然算出された税額から軽減額を、あのう、差引、また、あのう、限度額分を控除し、いったものが、あのう、まあ、国保会計の中に財源として、まあ、保険税として充てられますので、やっぱりその収入不足とする保険税を集めるには、その軽減される額あるいは限度額を超える額等を見、あのう、合わせた算出をしないと、まあ、ふそ、ふす、あのう、要求する保険税額の方が、のが、あのう、算定されてこないわけでありまして、軽減額の方を合わせたもので算出税額、算出税額の方で率を決めていきます。ただ一般会計の方から軽減されますと、そういったものがなければ、なお、あのう、収入不足というか国保会計の財政を圧迫しますので、まあ、その税額の方では、あのう、合わせた、そういった税率計算しますけれども、敢えて、あのう、そういった国保財政の安定を図るために国の方が、あのう、法改正、法で作成しました、あのう、保険安定基盤ということで、あのう、国から助成してもらおうとするものでございます。以

上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 収入見込額が1億9千万円ですが、その金額は保険基盤の関係で、ええっと3千400万ぐらい、あのう、国と町から入っています。あのう、保険、あのう、安定ということで、で、それを1年間に必要な被保険者が負担すべき金額から3千400万を引いた残りが1億9千万なのか、引かないで1億9千万なのかというところが、ちょっとはつきりさしたいんです。で、あのう、実際には、あのう、掛かる医療費から国、県、町、法定外の分も全部入れ、あのう、を引いた残りが保険税で充当するということになるわけですから、この1億9千万は、それを引いた後の金額なのかどうかということです。で、もし引いてなければ、あのう、一方じゃあ3千400万、それに足した2億何、2億何千、2億2千万で計算をして、まあ、確かにそれで7割、5割、2割軽減すると収入が減ります。減るけれども、あのう、一方じゃあ、また、あのう、外から入ってるわけで、そここのところほどちょっと整理をしてほしいなと思うんです。それともう一点お伺いしたいのは、昨日の、あのう、あれで資料を出していただきましたが、その町長がおっしゃったように低所得者に対して、あのう、対策としてということで応益と応能の割合の見直しいうのありましたけれども、応益の場合は確かに7割、5割、2割軽減があったにしても、所得が無くても相当、その税、国保税を払わざるを得ない状態が数値としてもはつきり出てまいりました。そうすると、この50、50を応益を57にして応能43に減らすと逆に低所得の方の人達の負担は、あのう、増えて来るのではないかというふうに考えられるのではないかというように思うんですが、その点の試算とかはどんなふうにされましたか。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 最初の質問でございますが、まあ、国保会計を予算組むにあたっては医療費推計等医療費あるいは、それ高額医療費とか、そういったものの歳出をまず組みます。で、あと歳入の方で医療費等の療養給付費交付金とか国の補助金、そういった、また、あのう、軽減等に係る一般会計の繰入金ですね。ルール分といったそういった繰入金。そういった見込まれる歳入財源を全部、あのう、見込まれるものを、と歳出から差し引きまして残りの額を、が保険税として集めるいう計算になっていますので、ここでいう1億9千173万4千円は、歳出総額から見込まれる財源を全部差し引いたもの、収支不足分を1億9千103、73万4千円として、保険税率の算定をしております。それと、あのう、まあ、今回の応能、応益の割合の傾斜配分でございますが、まあ、応益分の方で均等割、平等割を率を上げますと、どうしてもその均等割、平等割の額が上がりますので、あのう、所得の無い方、軽減が掛かるにしても負担の方は増えてきます。そういったことで、まあ、昨日示さしてもらいました資料にも、あのう、所得の無い者の割合とか半、50%近いものの割合がありますけれども、そういった方の応益を、負担を上げますと当然、あのう、負担する保険税も多く、あのう、多くなりますし、またそれで所得のある方におきましても、それぞれ均等割、平等割、割額は、あのう、負担増となってきます。で、数字的には、あのう、その色々なモデルケースでやって、やっておりませんが、まあ、それ53と47ぐらいとこでの数字的には、率的には、それぞれの負担増となっていきます。で、一番最初、あのう、負担が無い方言えば、あのう、保険税の負担増、増減率いうんですか、増、増率いうんですか。それが、あのう、応能、応益の割合50、50にした場合には、あのう、32%を超える増、アップ率でありました。そうしたことで今回、あのう、傾斜配分い

うことで47、53と47として今回算出したものでございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、改めて確認しますが、収入見込み額の1億9千万円というのは、あのう、保険の軽減のための3千400万円を既に引いたものであるという計算で良いということかどうかということ。それと、あのう、先ほど、あのう、この応能と応益の関係がありましたけれども、あのう、で平均で3%上がるという問題で捉えるのは良く無いと思うんです。あのう、昨日の資料でもある、あるように相当所得の差は、こう分布が激しい中で、その金額的には、あのう、いろいろあるわけですね。で、所得の無い方でも例えば応益の方の資産割の方が掛かってくる方がいらっしゃるわけですね。だからそれも足してすると、結局どこの部分が軽減になったり、どこの部分が増えたりするのかということが出てくると思いますし、同じ、あのう、保険基盤安定繰入金その支援分という部分は、当然その応、応能にシフトすると丁度中間層の負担が一番こうグッと上がってくる形になるので、そういうところへ使え、使えという金ですよ、支援分という方は。そういうことも含めた設定というのは本当にできているのかどうかというの、あのう、を、まあ、どういうふうに見てきたのかと、要するに50、57、4、43という数字にでた根拠は、53と4、57と43、40。43と、47と53か。だからそここのところもう少し、こうできないかどうかちゅうことも含めて、そのへんはどういう根拠なのか。もう再度伺いたいと思います。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 保険料の1億9千173万4千円は、一般会計からの保険基盤の繰入金等を全部差し引いた残り計算しております。それからええと応能応益の割合でございますが、今議員さんおっしゃいますように見込まれる、そういった軽減される、軽減分支援分と、まあ、歳入を見込みまして、あのう、まあ、税額を今回やったわけですけども、あのう、所得との分析等につきましては、あのう、まあ、あのう、常任委員会等でも議員さん、こうおっしゃいまして今回資料作らしてもらいまして、実際所得に関係してくる、あのう、細かい分析まではしてないところでございますが、先ほど言いましたように、あのう、低所得者等の負担軽減ということも考慮しまして今回の応益、応能応益の傾斜配分といった算出で、をしたもんでございます。

●議長(三上徹) その他追加で答えることはありませんか。はい、その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第61号の質疑を終わります。続きまして、議案第62号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、非常に単純な話の質問ですが、日和小学校の、あのう、住所ですが2580番地の2というのは、あのう、矢上小学校の借地問題等を取り上げたときに、あのう、学校の番地が相当こう間違ってたということとずっと見直し掛けられました。で、そういう中で18年の3月議会で、この2580の2番地になりました。ところが今電話帳でも、まだ2582番地で残っていますが、あのう、この議案を出す前に県教委との関係では学校のそのどういう番地にあるかちゅうのは大事な問題だと思うんですが、変更届とかそういうのは全部終わっていますか。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

- 議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。
- 細貝学校教育課長(細貝芳弘) 県教委との関係ですが、あのう、ちょっと承知しておりませんので、ちょっと確認させていただきます。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。
- 議長(三上徹) はい、14番。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) ええっとインターネットで見れば県教委の中に学校の住所録というのが出ておりますけれども、あのう、その番地は2582なんです。で、2582というのは昔の日和小学校がグランドの、グランドの中にあつた場所だそうです。で、番地がちゃんと変更届がしてあつて、この議決をしたらそれとあわせて文書を出すんだと思いますが、あのう、校舎等の処分とかなんかいろいろ含めて、あのう、議決を、の写しを添付して。で、そここのところが確認ができてつたら良いですけど、できてないようなものを出して議決してくださいと言われると、ちょっと心もとなんのですがいかがですか。
- 細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。
- 議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。
- 細貝学校教育課長(細貝芳弘) 再度確認しておきます。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。
- 議長(三上徹) はい、14番。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) いや、確認しておきますじゃあなくて、確認して出すものでしょ。普通、議案だから、まあ、要するに町は良いですよこれで。条例も書いてありますから、この日和小学校はこれで変えるんだということ。ただ県との関係で番地が違うような学校の書類がまだ残つてて、この番地分無くしますという議決をしてもらいましたいうて持って行つても、これ番地違いますよ違ふとこでしょと言われたらどうするんです。
- 議長(三上徹) 暫時休憩をいたします。  
 —— 午前 9 時 4 9 分 休憩 ——  
 —— 午前 1 0 時 0 6 分 再開 ——
- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。答弁。
- 細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。
- 議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。
- 細貝学校教育課長(細貝芳弘) 失礼しました。ええっと先ほど、あのう、県の方に確認をしましたところ確かにおっしゃるようによ届出がされておられません。されておませんが、今議決をいただきますと、それを送付して可ということよ答えをいただきました。以上です。
- 議長(三上徹) その他ございませんか。  
 (「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) はい、無いようよでございますので、議案第62号の質疑を終わります。続きまして、議案第63号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
- 松本議員(松本正) 議長。
- 議長(三上徹) はい、8番。
- 松本議員(松本正) はい、砂田川の総合流域防災工事の件よございますが、指名競争入札ということよございますので、この指名には何社が参加されたか、そして2番のですね、2番目に入札金額は、いかほどかということもお聞きしたいと思ひます。

- 田中建設課長(田中節也) 番外。
- 議長(三上徹) はい、田中建設課長。
- 田中建設課長(田中節也) ええっとまず1点目の何社の指名かということでございますけども、これは11社の指名でございます。それから2番札につきましては4千733万4千円、税抜きでございます。税込みで4千970万、4千970万700円でございます。以上でございます。
- 松本議員(松本正) 議長。
- 議長(三上徹) はい、8番。
- 松本議員(松本正) 11社の参加ということですが、これは全部参加されたのか、辞退がいたのかお聞きしたいと思います。
- 田中建設課長(田中節也) 番外。
- 議長(三上徹) はい、田中建設課長。
- 田中建設課長(田中節也) 11社指名いたしまして、11社応札されております。以上です。
- 議長(三上徹) はい、よろしゅうございますか。その他ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第63号の質疑を終わります。続きまして、議案第64号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
- 宮田議員(宮田秀行) 議長。
- 議長(三上徹) はい、2番。
- 宮田議員(宮田秀行) はい、財産の取得の件で邑南町の図書館図書システムということですが、まあ、ある程度、あのう、パソコンの知識等をもってありますと今回の取得金額2千万866万5千円というのは非常に高額のように思われます。で、まず今までの説明においてタッチパネルの検索システム等があるというふうにご説明を受けておりますが、こういった機材がいくらでどういう形で2千万866万5千円になるのかという説明と後システム構成図みたいなものを示していただけないかどうかお願いいたします。
- 森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。
- 議長(三上徹) はい、森岡生涯学習課長。
- 森岡生涯学習課長(森岡弘典) 金額についてでございますけど、まあ、昨日個々の機器についてくらぶつ設置をするというお話をいたしました。実は、あのう、それ以外に今回の2千866万5千円の中には、今あるシステムのそのサーバーに入っておるデータも抽出をして新たな、あのう、サーバーに入れ込むという作業等もございます。それでまた現在インターネットの方から町のホームページに入って検索ができるようなシステムでございますけど、そういう部分について実はもう、あのう、もう少しバージョンアップをしてホームページの機能も備えて行こうとか、そういうふうなことも今回考えております。また個人さんが借りた本の履歴を個人で、まあ、確認できる、できるようにということでカードリーダ等を使いながら本人さんの今までその借りておったものの履歴等分かるようにいたしておるのが今回のシステムでございます。そういうのを含めまして、まあ、2千866万5千円ということで、個々の金額についてでございますか。個々の金額。ざっとでございますけど、まあ、業務用基本サーバーが200万余りでございます。それと業務用APサーバーが130万円、インターネットサーバーが452万9千円掛かかります。それ以外にその端末でございますけど、端末が337万円。他にですね、あのう、ええっとですねタッチパネルでございますけど220万円程度掛かっております。それと後、まあ、大きなところはシステムのソフトウェアの関

係と、あのう、要は抽出作業等がございますが、そのあたりで1千700万円程度費用が掛かっております。以上でございます。

- 議長(三上徹) システム図や何かは、出せるかどがあなか。
- 森岡生涯学習課長(森岡弘典) システム図は今持ち合わせておりませんので後ほどお出しをするということではよろしゅうございますですか。
- 宮田議員(宮田秀行) 議長。
- 議長(三上徹) はい、2番。
- 宮田議員(宮田秀行) はい、端末に約300万、タッチパネルに220万ということで現状使われておる端末等は全てそうすると入れ替えという形になるわけですか。財産の処分ということもあるってということですね。
- 森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。
- 議長(三上徹) はい、森岡生涯学習課長。
- 森岡生涯学習課長(森岡弘典) 端末の入れ替えということでございますけど、現在使っております端末は2000以前、2002年でございますけど、に導入したものと平成16年に導入したものが使われております。いずれにしても我々の方での、まあ、適化法の関係等もございましてパソコン等の耐用年数が4年ということで、現在もうそれ以上の経年をしておりまして実際現、現場の方でも非常にトラブル等もあってですね、我々中々その直すことができないんですけど、あのう、うちの情報あたりをお願いをして直していただいたりとか。そういうことをしながら現在使っておる状態でございます。
- 宮田議員(宮田秀行) 議長。
- 議長(三上徹) はい、2番。
- 宮田議員(宮田秀行) まあ、トラブルが多いというのは、それはハード的な面でのトラブルなのかソフト的な面のトラブルなのかどちらの方になるんでしょうか。
- 森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。
- 議長(三上徹) はい、森岡生涯学習課長。
- 森岡生涯学習課長(森岡弘典) あのう、まあ、聞いとりますのは現地のその端末の方のトラブルもございまして、本体のサーバーが2002年に導入をいたしとります。それが、まあ、経年を来て、サーバー自身も、もうかなり機能が落ちておるとのこと。それとええとサーバーの附属機器等も、もう経年が来てかなり傷んでおるので、もういつどうどうなる状態か分からないということで中々立ち上がらないということもございまして。
- 宮田議員(宮田秀行) 議長。
- 議長(三上徹) はい、もう3回過ぎましたので。
- 山中議員(山中康樹) 議長。
- 議長(三上徹) はい、13番。
- 山中議員(山中康樹) 関連でございますが、私は、あのう、コンピューターに詳しくありませんので金額は分かりませんが、あのう、まあ、2千800万という大きな金額の場合の随意契約ということの、あのう、理由を。一般的には分かりますが、あのう、金額を下げる方法というのは、もう随意契約でなしに、あのう、一般的な、あのう、指名若しくは、あのう、競争入札というのが下がるわけですが、その随意にされた理由というものを。
- 森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(三上徹) はい、森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) これを、あのう、随意契約ということで今回、まあ、契約を締結させていただきましたのは、実は、あのう、元々これNECでやっておりまして、そのサーバーの中のデータを抽出としてあら、新しい機器に入れる場合に同じ会社、まあ、あのう、会社でございますので、大体1週間ぐらいでそういう作業がスムーズに行われるということで、あのう、まあ、言い換えれば図書、図書館の、その閉館期間が非常に短縮をされる。で、仮にでございますけど他社のそういう機器が入った場合でございますけど、まあ、これは経験的なことというふうにして聞いておりますけど、大体2か月程度、抽出をして新しいサーバーに入れるのに時間が掛か、掛かるそうございまして、そうするとその間図書館をですな閉館をするなり、又は何なりの方法を講じるような必要が出てまいります。そうすると非常に利用者に対して、大変そのめい、あのう、不便を掛けるということで、そういう部分で随意契約でNECにお願いしたわけでありまして。それともう一点、まあ、これも、あのう、司書等の話での経験的なことなんでございますけど、過去導入をしたときにですな、そのシステムに慣れるのに大体10日ぐらい掛かっております。その間、まあ、インストラクターに来ていただいて指導しながらでございますけど10日ぐらい掛かって、その間でやっぱり窓口の業務が大変混雑をしたという過去の経験でございますけど、今回は同じ前、今のシステムの中でやっていきますので、操作上もそれほど変わらないということで大体2日ぐらいでマスターできるであろうというふうに、まあ、言われております。そういうふうなところいろいろ勘案しまして利用者の利便を図るために今回の随意契約ということを採用さしてもらっております。以上でございます。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、13番。

●山中議員(山中康樹) まあ、一般的に随意契約というのは、まあ、そういうような恰好ですが、これらも始めからそのメーカーをNECが一番始め受けた段階から、あのう、これはもう想像されることです。今課長の答弁で言いますと、まあ、1週間程度でできる。他のメーカーなら2か月掛かるとかというような、まあ、ことでございますが、こうなりますと今度、今度でなしに大体町でこういう機械を入れる場合には、もう今後全て随意契約に近いやり方に、まあ、なるんではないかということ、一点につきましては、この値段が、あのう、2千866万5千円というものが、妥当な値段かどうかという判断は誰がされるわけですか。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(三上徹) はい、森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) あのう、私どもも、この値段を設定するにあたりましてNECだけではなくてですな、他社の県内でも実績のある大手の見積もですな同じ条件で徴収をいたしております。そうした場合に、まあ、結果的には先ほど、その2か月ぐらいですな抽出が掛かるというふうなお話を、ご説明をさしていただきましたけど、やはりその部分に費用的にですな見積を比較しますと、やっぱり700万円ぐらい、650万ですかね。ぐらいの差が出てまいります。で、機器、機器的にはですなそんなに機材が、あのう、極端に違うわけではございませんですけど、そのへんのところで他社にやると掛かってくるという、金額的にはそれぐらい出ております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、13番。

●山中議員(山中康樹) 今、あのう、まあ、700万という意味が分からなかったわけですが、要するに

他社でやった場合には700万高く掛かるというのが結論ということですか。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(三上徹) はい、森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) あのう、まあ、基本的に金額のこともございますけど、まあ、第一に図書館の場合には利用者がいらっしゃるということで、そういう方のその利便性を図って行く。又は利用者とその迷惑を掛けないということで、まあ、今回これを採用したわけでありまして、まあ、金額的にも現実見積をとってみますとその位の差が出てくるということでございます。

●議長(三上徹) いやいや、どちらか言いよる。他社が高いのか安いのか。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(三上徹) はい。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 申しわけございません。説明が、あのう、不味うございました。参考見積をとった部分で他社の方が高うございます。はい。

●議長(三上徹) はい、その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第64号の質疑を終わります。続きまして、議案第65号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、1番。

●大屋議員(大屋光宏) ええっと、あのう、補正予算ということで、あのう、中身それぞれ見ますと、あのう、国の制度変更とか人件費等やむを得ないもので、中、あのう、その他にも、あのう、補正をしてまでやるということで評価できるもの。それとなぜ、あのう、当初予算でできなかったのかっていうのがそれぞれあるんだと思います。で、その中でページで言いますと、あのう、全てと言うわけじゃあ無いんですが、あのう、何点か。12ページの農業振興費で負担金の中の野菜価格安定基金協会負担金。過去、ここ何年間実績が2万1千円ということで、あのう、予算も2万1千円で組んでおられたと思います。で、これが89万7千円ということで、あのう、大幅に違うこの理由と、それが、あのう、当初予算を組むときに把握できなかったのかどうか。で、その下の、あのう、補助金で農業プラスα実践者。で、これは、あのう、まあ、補正を組んでまでやるということで評価をして良いのか。本来当初でやれば、これは、あのう、対象者に対して月10万、10か月分の100万が組んであるんですけど。当初でやれば4月から12か月分出せたのか。まあ、補正で組んであるもので対象者に対しては、その来年度分は2か月分、来年度予算で組んで出すことができるのかどうか。それと17ページの住宅管理費、住宅マスタープランの策定経費ということで、あのう、旅費以下、委託料まで組んであるんだと思い、思います。で、あのう、なぜ、まあ、補正を組んで今回やることになったのか。その理由。それと最後20ページの予備費を組むということで、その理由の中で、まあ、日和小学校に関しては説明がありましたので理解しておりますが、あのう、堆肥舎の堆肥処理施設の修繕ということで200万掛かったもので補正を組むっていうことですけど、あのう、3月補正でも堆肥処理場の修繕ということで、そのときは補正を組んで対応されてます。で、今回は補正を組まずに予備費で即対応された。この違い。で、年に何度もこうやって修繕が必要であるのであれば農、農林水産業費の中で、本来であれば、あのう、施設整備管理料ということが、管理料という項目がある

もので、そこを補正するなりして年間もう少し計画的に修繕をすることを考えべきではないのかっていう点について。4つあると思いますけどお願いします。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** ええっと、まず12ページのところからでございますが、島根県野菜価格安定基金協会の負担金として、今回100、89万7千円を要望さしていただいております。これは、あのう、3月に総会がありまして、その点で今年度の資金造成をどの程度する必要のあるのか。あるいは残額がいくら残っているのかということから、その差額を基本的に請求をされるということになっております。で、その時点では資金造成額が157万3千円。それから今まで残っております残額が64万円でございますので、その差額89万7千円を要求するものであります。それから2万2千円につきましては、いわゆる会費部分でありますので、いわゆる資金造成部分とは少し異なります。それからその下の農業プラスα実践者への定住定着の補助金であります。これはUIターン者への助成金ということで農業プラスαという名前が付いておりますが、これは農業収入とそれから農外収入とでもって定住を開始する就農者へ対する助成金として今年度から島根県が創設をしております。で、予算的、あのう、県の予算的にはですね、あのう、要綱等が示されたのが、この4月でありますので、昨年の段階、あのう、当初予算を組む段階では、そのあたりがまだはっきりしていなかったということがございます。助成の額は最高月額が10万円でありまして、この内2分の1を島根県が補填をしてくれます。用途としては営農運転資金あるいは住居費あるいは兼業確保のための経費、まあ、いろいろなものに使えるようになっております。6月からの10か月間ということで、あのう、今回は予算要求をさしていただいておりますが、県の要綱上は12か月以内ということになっておりますので来年度に2か月の請求ができるのではないかとというふうに思っております。それから茅場の堆肥施設の修繕でありますけれども、昨年度49万3千円で補修をしておりますが、これは、あのう、ハード的には丁度トラクターのロータリーのような物が回転しながら、こう移動して行く。で、そこで、あのう、堆肥の発酵を促していくというふうな、あのう、システムになっておりますが、この堆肥に直接接するそのロータリーの部分というのがやはり傷み易くてですね、昨年度の場合は片方の軸受けが壊れたために、あのう、修繕をしとります。で、今回4月に壊れました部分はその反対の軸受けと、それからロータリーの軸そのものが折れたもんですからもういきなり使えなくなりました。で、毎日のように牛糞とか鶏糞が出てまいりますので、もうこれは即日修繕が必要だということで予備費対応をさしていただいたものであります。それから、まあ、計画的な更新ということですが今回も専門業者に見せたところ、いわゆるその駆動部分、あのう、堆肥に直接触れない上にある部分についてはやはり、あのう、損害が非常に少ないということからまだまだもつのではないかと。で、堆肥に触れる部分というのはどうしても錆易いというふうなことから耐用の年数が違いますので、まあ、いきなり全部を更新するというよりは、今回は壊れた部分だけを修繕をいたしました。以上でございます。

●**田中建設課長(田中節也)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、田中建設課長。

●**田中建設課長(田中節也)** 17ページの住宅マスタープラン策定委託料のことでございますけども、あのう、現在の、あのう、住宅関係の計画書は住宅マスタープランという、いわゆる住宅施策の総合的な計画書。それと公営住宅に限ってのストック総合活用計画。この2つの計画書によって施策を進めているわけですが、この、あのう、今回提案いたしました住宅マスタープランは合併前の

旧町、合併直前ですね、に策定、それぞれが策定したものでありまして、これに、まあ、沿ってや  
っとるわけですが、実は、あのう、当初予算で邑南町の公営住宅に関しましての長寿命化計画の  
策定予算につきまして議決いただいとるわけでございまして、この計画を23年度以降の計画を今  
年度やろうとしておりました。それでそういう流れの中で島根県におきましても住生活基本計画。い  
わゆる第3次の住宅マスタープランというものがあまして、これを23年度以降見直すという動  
きがあります。そういったことから当初予定しておりました公営住宅だけの計画を策定するのでは  
なくて、いわゆる総合的な基になるマスタープランもあわせて23年度以降計画をしていく必要が  
あると考えまして、今回提案さしていただきました。よろしくお願いたします。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、1番。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、丁寧に説明していただきましてありがとうございます。あのう、  
なかなか補正は、あのう、審議する時間が無かったり、あのう、後で気が付いたりもあって、でき  
れば、まあ、新たにやるというのは、それぞれ機会があれば説明していただければありがたいと思  
います。で、そんな中で、あのう、価格安定補償の関係で協会に対する負担金。要は、あのう、資  
金が一定額造成がしてあって、で、毎年、あのう、管内で言えば多分、ナスとか白ネギはちょっと  
かん、県、あのう、町が負担するかどうか分かんないですけど、そういうもの野菜を出荷したとき  
に値段が安いと補償される。で、その補償原資を生産者がいくら、生産者団体がいくら、県がいく  
ら、その中で町がいくらという負担の分で、あのう、まあ、生産者に対して価格補償をしたから基  
金が無くなって、その分基金が減ったから今回出しますということだったんです。で、これはその  
毎年毎年その清算して行くものじゃあないのかなという思いと、あのう、一定額積んで何年か  
経って、その昨年も無かった、今年も無かった。で、何年か経ってそれが少なくなったから今年は  
積んでくれるという方式なのか。で、もっと言えば、まあ、毎、毎年積むであっても、その当然今  
回積むべきものは21年度中に支払ったものなんだと思います。あのう、管内のその、これ対象が  
農協出荷分だけですんで、農協等と連絡調整だけやとけば、大凡今年ほどの程度のお金を積まな  
きゃいけないか。その3月の総会を待たなくても分かるべきものじゃあないかと思います。その点  
についてお願いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 基本的には、あのう、総会は3月であります、12月分ぐらいま  
での支払状況に応じて、3月に明くる年の資金造成計画が決まるようであります。で、その時点  
では恐らく農協でもはっきり掴めていないのではないかというふうに思われまして、毎年、あのう、  
3月の段階で額が、まあ、一応、示されるようになっておりますので、まあ、補正で対応というこ  
とに、まあ、今回はさしていただいております。ただ、あのう、1月以降にどうなったかという部  
分も今から影響してまいりますので、実際に今回は89万7千円を補正を要求しておりますが、あ  
のう、再計算をされますので、これがまた、あのう、減額になったりというふうなことは、今後も  
考えられます。以上でございます。

●議長(三上徹) 良いですか。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤間財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) ええっと補正でございますが、あのう、当初予算を組む、あのう、時期が

ですね、あのう、一般会計の場合11月、12月に組みます。で、実際に、あのう、詰めるのが1月頃でございますので、あのう、時期が少し、3月に今総会があると申しましたが3月の総会ではちょっと間に合わないということございますので、付け加えておきます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、1番。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、それぞれの説明の趣旨は良く分かりますが、あのう、そのそれぞれの事業の意味合いをもう少し理解すれば価格補償についても、その農協がもう生産者に対しては、あのう、補償金を精算しているもので、その金額さえ聞けば何分の1が町が負担というのが分かるもので、もう少し大凡の金額が分かるんじゃないか。で、確かに総会の時期が3月だから確定はできないけれど、その2万1千円が80何万までなるっていうことは、40倍ぐらいの開きというのは率で言うと大きな計算ミスなはずだと思うんです。だから、で、あのう、3月以降の出荷状況分からないと言っても、12月時点で分かって、その対象作物見れば邑南町内で1、2、3月に出荷される野菜っていうのは少ないわけだもんで、もう少し、あのう、まあ、概算であっても実績に近い数字が出るんじゃないですかという意味です。それともう一点すみません。その協会に対するこのお金っていうのは最終的に出資金とか出捐金とか、そういう扱いなのか。ただ補助金として最終的に出してしまってお終いなのかをすみませんお願いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) ええっと町の負担割合は12.5%ということで、あのう、予算が組まれております。で、あのう、当初の段階である程度概算でも組めないかということではありますが、まあ、あのう、あら方邑南町でできる野菜の価格については年内の内に、あのう、あら方のところが出荷されておりますので、まあ、確かに言われるように概算で掴もうと思えばですね、掴むことが可能でありますので、まあ、次年度以降可能であれば、あのう、概算ではありまして当初で要求して見たいと思います。それから2万2千円との絡みであります。これは2万2千円は、あくまでもその協会に加入しているという、まあ、あのう、会費でありますので、いわゆる資金造成の80何万とは全然正確が違うもんですから、あのう、その何十倍とかいうことでは、あのう、対比するようなべきものではありません。以上でございます。

●議長(三上徹) はい、その他ございませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、ええっと9番。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええと今1番議員さんの質問に関連してですが17ページの住宅マスタープラン策定の委託費。これは委員会するときにも説明をいただきましたが、これ総合的に、あのう、町の住宅施策の計画を立てるということでしたが、ここに予算で上がりますのは、これはコンサルタント等へ委託する費用の400万だろうと思いますが、この度のこの住宅マスタープランについては、この計画の全体概要言いますか、要はコンサルへ任して、ほいでコンサルが調査して仕上がったものでできあがり、これをマスタープランとして上げられるのか。当然、今の邑南町内には、あのう、町営住宅以外にもいろいろ、あのう、住宅を要望する声もあったり、また日貫地区の方からは毎年のように住宅建設の要望書も上がったりするようなことです。それでこの計画を立てるにあたって町内の意向調査とか需要調査とかいうものは全て、あのう、コンサルへ任せきりで行くのか。それともこの執行部の方あるいは地域との連携をとって調査をしたり進めて行く

ものなのか。その点についてお伺いいたします。

- 田中建設課長(田中節也) 番外。
- 議長(三上徹) はい、田中建設課長。
- 田中建設課長(田中節也) 委託料400万につきましては、お話のとおり、あのう、委託、コンサルへの委託料でございますけども、基本的な、あのう、策定委員会というものを組織しながら町民の方の参画を得ながら計画を立てて行こうと思っております。それ、それに関わる予算としまして費用弁償でありますとか食糧費でありますとかというものを合わせて予算要求さしていただいております。
- 亀山議員(亀山和巳) 議長。
- 議長(三上徹) はい、9番。
- 亀山議員(亀山和巳) それで大凡のタイムスケジュール言いますか、いつこれのマスタープランの策定の期限言いますか、計画書ができあがる予定はいつごろになりますでしょうか。
- 田中建設課長(田中節也) 番外。
- 議長(三上徹) はい、田中建設課長。
- 田中建設課長(田中節也) まあ、あのう、いわゆる年度末までにという考えでおりますけども、まあ、いろいろアンケートもやらにゃあいけんかとも思っておりますし、それからいわゆるヒヤリング各種団体でありますとか、そういったあたりからのヒヤリングをしながらどういったニーズとか意見があるのかということをもとめていく期間が必要だと思います。今のところ具体的にいつまでということありますけども、まあ、年度内完成を一応目指しておりますので、ご理、よろしくご理解をいただきたいと思っております。
- 議長(三上徹) はい、よろしゅうございますか。その他ございませんか。ありませんか。
- 高本議員(高本勝藏) 議長。
- 議長(三上徹) はい、12番。
- 高本議員(高本勝藏) ええっと、あのう、4ページでございますけども、財産収入、収入の中に町行造林の立木売り払いですけども、それはその地域はどこであったか、それから立木は、総立木はどのように計算して、そいで1立米当たりどのような売買を契約されたか、お願いをいたします。
- 坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。
- 議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。
- 坂本農林振興課長(坂本敬三) ええと町有林の間伐材の売り払い収入として108万円を要求さしていただいております。これは一応計算上はですね、あのう、ha当たり30立米、これを6ha分、1立米の単価を6千円として算定をしております。で、これを掛け算いたしますと108万円ということになります。で、これは、あのう、何所というのは、まあ、今から選定をするわけですが、まあ、主には今、あのう、発注をしとります瑞穂支所の建設工事がございますが、ここへの資材の提供等も含めております。以上でございます。
- 高本議員(高本勝藏) 議長。
- 議長(三上徹) はい、12番。
- 高本議員(高本勝藏) 支所の建設について間伐材で、それで良いんですかね。
- 佐々木瑞穂支所長(佐々木孝義) 番外。
- 議長(三上徹) はい、瑞穂支所長。
- 佐々木瑞穂支所長(佐々木孝義) あのう、間伐材でございますけども、今、あのう、予定しており

ますところは、あのう、ええっと植栽年が昭和25年から37年ごろの、あのう、植栽したものでございますので、十分対応であるというふうに認識しております。以上でございます。

●議長(三上徹) よろしゅうございますか。はい。その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第65号の質疑を終わります。続きまして、議案第66号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) ええっと3ページの、あのう、保険基盤の安定繰入金の分ですが、311万、あのう、増額されております。で、これは、あのう、確定申告であれ確定したのものとして、これあがってきたのかどうかという点と、それから、あのう、5月の24日の臨時議会での専決処分、あのう、非自発的失業者の軽減の問題があったと思いますが、それもあの財源手当は、この保険基盤の分でやられると思いますがそうしたの全然含んで無いのかどうか。最初にその2点をお伺いします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) はい、今回の保険税算定におきましては21年の所得確定分で見込んでおります。ここの保険基盤安定繰入金でございますが、まあ、そういった確定申告含んだるということで、ここの一般会計からさ、繰り入れされる額につきましては、あのう、実際は10月20日、10月の調査時点における確定部分となります。まあ、その確、確定となる算定につきましては、当然21年所得の確定部分でございます。それと非自発的な関係につきましても、あのう、まあ、そのまだ申請を受けておりませんので、あのう、実体的には分かりませんが、当然、あのう、そういった申請があった中では、あのう、そういった軽減とされてく、ありませんので含まれてくると思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、この非自発的失業者の保険料の軽減については、あのう、厚労省も、あのう、ハローワーク等を含めて市町村にも、あのう、あのう、広報というか、そういうのをしっかりやるようにということなんですけれども。で、それで、あのう、あわせて、あのう、邑南町の場合、あのう、所得の前年度に比べて所得が大きく減少した場合に、あのう、保険料を軽減する要、要綱作ってますよね。で、それとの関係がどんなふうになるのかなあというんで、この非自発的な分は前年度の所得を3分の1にみなして保険税を計算するという形。で、邑南町の分の軽減の独自の分は前年度の所得が前に比べて、あのう、9割減ったとか8割減ったとかで、こうやって行ってるんですが、あのう、そ、それとのこう整合性というか、そのへんはどんなふう、これからこう進めて行かれるのかということと、あのう、邑南町のこの施行規則でいう、あのう、独自の所得の減少による軽減の場合の申請というのは、実際どれ、どれぐらい今ありますか。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●**表町民課長(表正司)** 非自発的な分につきましては先ほど言いましたように前年度の所得を30%、給料、給与等の分については30%ということで判定していきます。それと今の町単独の、あのう、分につきましては、ちょっと今状況を把握しておりませんので、税、税務課長さん知つとられますとあれなんですけど。まあ、当然、そのせ、非自発的な分につきましてはハローワークの証明をもって申請されるということですけども、今何件かはそういった問い合わせはあつとりますが、さっき言いましたように、まだ現実的に、あのう、申請あつてないことを申しあげときます。ちょっと今の整合、町の分の申請等については、ちょっと把握しておりませんので申しわけありません。それと一つ整合性につきましては、あのう、まあ、今回の法、国の決められた非自発的な分と町の、つきましては一応、あのう、私の方で別のものとして、いう考えております。まあ、そのへんのところは、あのう、税務課長とまた、税務課とも協議しながら、またやっていきたいと思っております。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、14番。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、邑南町の場合は前年度の所得に対して10分の3以上の減収があると認める場合にということで、例えば、あのう、10分の9以上の減収があつた場合に、前年の所得が120万だと全部、あのう、免除というような形になってるんですよね。で、それとこの整合、非自発的な分とやっぱ早く調整して、こういう分があるんですよつていうことを明らかにして行かないとだめなのかなあと。恐らく120万未満の分だったら、あのう、非自発的な分は全部の免除じゃあない計算に、試算では、あのう、なるはずなんです。親、夫婦、親子、あのう、両夫婦と子ども一人とかの例でいうと。だからちょっとそういうのも、あのう、早く急いで明らかにして広報をしていく必要があるのかなあとというように思います。それと先ほどそう、そういう点ではどうも検討されてなくてあれだったんで、実際にこれを邑南町折角作ってるんだけど、この申請減免のこれをされてる方は、どれぐらいいらっしゃいますか。利用とか申請者数。あのう、分かれば教えていただきたいと思ひます。

●**三上税務課長(三上俊二)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、財政課長、税務課長。

●**三上税務課長(三上俊二)** はい、税務課です。その点に、申請減免に関しましてその実態をちょっと今把握しとりませんので、後日回答ということでさせていただきませんか。申しわけございません。

●**議長(三上徹)** よろしゅうございますか。その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第66号の質疑を終わります。続きまして、議案第67号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第67号の質疑を終わります。続きまして、議案第68号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第68号の質疑を終わります。続きまして、議案第69号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第69号の質疑を終わります。以上で、議案第57号から議案第69号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(三上徹) 以上で本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労さんでございました。

—— 午前10時47分 散会 ——